

福生市教育委員会会議録

令和2年第1回臨時会

- 1 開催年月日 令和2年5月7日(木)
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後4時22分
- 4 場 所 もくせい会館3階 301・302会議室
- 5 出席委員

教 育 長	川 越 孝 洋
委 員	渡 辺 浩 行
委 員	加 藤 孝 子
委 員	野 口 哲 也
委 員	新 藤 美 知 子
委 員	坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名

教 育 部 長	中 岡 保 彦
参事兼教育指導課長	神 田 恭 司
教 育 総 務 課 長	吉 野 真 寿 美
教 育 支 援 課 長	荻 島 正 義
生涯学習推進課長	菱 山 栄 三 郎
スポーツ推進課長	矢 ヶ 崎 冬 木
公 民 館 長	佐 藤 克 年
図 書 館 長	大 楠 功 晃
教育施策担当主幹	重 末 祐 介
特 命 担 当 主 幹	酒 見 裕 子
指 導 主 事	古 川 裕 平
指 導 主 事	田 邨 佳 宏
- 8 傍 聴 人 0人

9 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 報告第 15 号 福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

教 育 長 大変お忙しい中、教育委員会臨時会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和2年第1回福生市教育委員会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、野口哲也委員、新藤美知子委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、報告第15号、福生市における新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。内容説明をいたします。

それでは、まず私から御説明を申し上げます。お手元の報告第15号、資料1を御覧いただければと存じます。これは、福生市における新型コロナウイルス対策実施期間の延長についてということで、福生市の対策本部におきまして、今後、決定する内容となっております。これにつきましては、明日の本部対策会議で、今から御審議いたします学校対策につきましては若干変わるとということで、国や東京都の動向により変わるというふうに書いてございますので、明日、その旨、本日の決定を受けて本部会のほうにお話申し上げたいと考えているところでございます。

それでは、福生市教育委員会指導課発第92号という資料を御覧ください。各小・中学校長宛てに通知をいたします内容について、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

まず、この国におきます緊急事態宣言につきましては、5月末まで延期とするという通知が来ているわけでございます。国においては、5月末日までとはするけれども、その中途において改善の状況が見られれば、解除することもあり得るというふうなことも総理大臣の話等では伝わっているところでございます。あるいは文部科学省からも、その旨通知をいただいておりますし、5月5日付で東京都教育委員会からも、東京都教育委員会の決定として通知をいただいているところでございます。

これまで、このコロナウイルス対策につきましては、皆様のほうに福生市の本部会議の決定を受けて、学校長宛てに通知をしている内容について御報告をメール等でお知らせさせていただいております。今回におきましては、この後に開催をいたします臨時校長会の前に教育委員会の御意見を

伺いながら進めるべきだろうという判断のもとに参集をいただいたわけでございます。各自治体におきましても、教育委員会臨時会を開いているところと、開いてなく総合教育会議の関連と絡めた形で意思決定をしている自治体もあり、様々でございます。また、ここで長期にわたる学校休校ということで、各自治体でのそれぞれの判断も出てきているような動きでございます。したがって、この時期にぜひ福生市教育委員会臨時会を開きまして、皆様に御審議を賜りたく思った次第でございます。

本日、この内容につきまして、ただいまから御説明申し上げますけれども、教育長会におきましても、横の連携を取っておりまして、常に東京都と整合性を持つようにというようなことで判断はしてきたつもりではございます。そこでもやはり、いわゆる学習保障、それから子供たちの心のケアといった部分では若干その自治体によって様々な状況が違うということもございますので、あえてその分を含めまして、本日皆様の御意見をお伺いできればという思いでございます。

それでは、資料のほうに入らせていただきます。国や東京都の通知のように臨時休業につきましては、5月7日から31日まで休業を延長するということになります。

次に学習指導につきましては、本市の実情を鑑みまして、紙による教材を活用した学習のほか、学校の今の状況でのオンライン教育の整備状況を踏まえまして、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習を課すなど、必要な措置を講じるとしております。これにつきましては、後ほど主幹より説明をいたします。

それから、この家庭学習の状況の成果ということで文部科学省からも学習評価に反映することができるようにするというところでございます。私どもとしましては家庭学習そのものの評価というよりも、やはりそれを課した上での総合的な何か判断になる資料等を用いての評価ということになるのではないかとということで、例えば総復習の何か題材を与えたりといった部分が今後考えられるのではないかとことは話したところでございます。

それから、3番目でございますけれども、児童・生徒の心身の状況の把握と心のケアということでございまして、これは今回今までよりも一歩踏み出して1週間に1回程度の割合で連絡を取るなどし、スクールカウンセラー等活用して相談日を設定して子供の状況把握に努めてもらいたいということを、一歩踏み込んだ表現になっております。同じように、配慮を要する児童・生徒、あるいは大変長期化しておりますこの休業中の子供たち

に対面で指導が必要だと判断した場合は、保護者の了解を得てやってほしいといった内容でございます。

それから、今回大きく踏み出しましたのは4番でございます。特別支援学級における居場所の確保について。これまでは一律に休業措置ということで登校等の要請はしていないわけでございますけれども、特別支援学級においては、保護者の都合により児童・生徒が自宅等で過ごすことが困難な場合、また子供たちの精神的な安定という観点から必要な場合は、事前にお申出をいただいて、十分な感染症対策を行った上で学校のほうでお引き受けできないかということを校長会へ提案していきたいと考えているところでございます。この点は、今までなかった部分かなと考えております。

それから、5番目でございます。学習課題等の配布日の設定についてでございます。以下の点も踏まえてということで5点ほど列举しております。新入生を含めて全ての学年において、週1回程度の学習課題の配布日ということで、これを設定してもよいことにいたしたいと考えております。先日、教科書の配布をさせていただきましたけれども、そのときにも分散登校をし、子供たちにはソーシャルディスタンスと言われる、いわゆる3密状態を防ぐ形で教科書の配布等を行えたことは、私の目視においても確認をしたところでございます。そのような形態を取れば、恐らくこういったやり取りも可能になるのではないかということ。それから、校長からの要請も大変多く出ておりまして、何とか子どもたちの心の状況も含めて、子どもたちと対面できる機会をつくっていただきたいという申出もございましたので、今回このようなことを設けてはいかがかと考えております。

それから、5番目でございますけれども、非常事態宣言が解除された場合、段階的に学校再開へ向けて歩みを進めなければならないと考えておりまして、実態に応じて週2回程度まで設定してもよいと考えております。

それから、教職員の勤務についてでございますが、基本的には自宅勤務ということでございますけれども、上記のような学習課題等の配布等に必要最小限の人員はどうしても出勤をいただく必要があるのかなということで、感染症対策を万全にした上で、出勤をいただいて必要な対応をしていただくことになるだろうと。その際には、ぜひ時差出勤等で可能な限り感染防止に努めたいと考えております。

それから、7番目でございます。これも前回までなかったことでありますけれども、令和2年度の学校プールの指導についてでございます。健康診断を6月末までに終えるように例年法律に基づいて進めてきているとこ

ろでございますけれども、健康診断も全く実施できておりませんので、プールの指導については、今年度は中止という形にさせていただきたいと思っております。

それから、その他のところですが、教育指導課のほうで一日のスケジュールとか、あるいは学習課題の配布等の計画等を常に示すように指導いたしているところでございますけれども、今回その掌握に私のほうで努めていきたいと考えているところで、このようなその他事項を付け足しました。それから、臨時休業中のふっさ子の広場につきましては、これまで同様、閉室という形で進めていきたいと考えております。

このような内容を、今回の臨時校長会において通知をいたそうと考えておりますので、何か御意見等ございましたら承りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

私に引き続いて、先に主幹等の説明をさせていただいてよろしいですか。

それでは、引き続きまして、酒見主幹より説明をお願いいたします。

特命担当主幹 私からは、臨時休業中における家庭学習について説明させていただきます。こちらのスライドの資料を御覧いただければと思います。

今回は、4月30日の臨時校長会のときの校長に示しております資料でございますけれども、臨時休業中における家庭学習についてということでお話をさせていただきます。

1ページ目、御覧ください。こちらは、先日の教育委員会の懇談会におきまして御報告をいたしました臨時休業に伴い、学校に登校できない児童・生徒への学習指導についてでございます。2ページから4ページまでが、先ほどの本件を作成する基になった通知となっております。

2ページ、御覧ください。臨時休業中でも規則正しい生活習慣を身につけ学習を継続できるような、可能な限りの措置を取ることなどが示されております。また、家庭学習につきましては、一番下の段落にございますとおり、一日の学習のタイムスケジュールや1週間の学習の見通しなどを学校が併せて示し、可能な限りの計画性を持った家庭学習を促すことが示されておまして、そのため時間割案を作成いたしまして校長先生方にお送りをしているところでございます。

3ページ、御覧ください。家庭学習の状況や成果を学習評価に反映する際のポイントにつきましても、こちらの通知に示されております。指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、学習状況や成果を確認することで学習評価に反映できること。そして、一番下の段落でございますが、教師に

よる確認については、学習履歴の確認、これはeライブラリや、やるkey、ミライシート等で確認が可能かと思っております。また、テレビ会議システムも、この後説明をいたしますけれども、ZOOMでの確認が可能になるかなと考えているところでございます。また、学校に登校できるようになった際には、対面での学習状況の確認等を行うようにということが示されております。

4ページ、御覧ください。学校再開後に再度対面指導で取り扱わないこととする際のポイントが示されております。学校再開後の指導につきましては、登校することができるようになった時点で、教育課程内の補充、それから教育課程に位置づけられない補習を実施すること。それから、家庭学習を適切に課すことの必要な措置を講じることなどが求められております。他方で、休業が長期化いたしまして教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置といたしまして、要件の区分にございまして、指導計画に照らして適切に位置づくものや教師が家庭学習における児童・生徒の学習状況や成果を適切に把握することが可能なものに関して、再度指導する必要があるものと学校長が判断した場合には、その内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるという、そんなことが示されております。

このようなことから、学校には計画的に子供たちが学習できるように一日のスケジュールですとか、1週間の見通しが持てるような時間割等を作成して児童・生徒にすることを先ほどの通知でも示しているとおりでございます。

5ページ、御覧ください。こちらは21日に来た学習の保障に関する通知でございます。①の学習指導に関することには、こちらのスライドにはございませんけれども、アに学校が課す家庭学習を充実すること、それから、イの児童・生徒の学習状況の把握、こちらにはICTや電話等を活用した学習状況の把握のことについて述べられています。そして、ウのところは書かせていただいているのですが、ICTの最大限の活用が示されております。赤字でも示しておりますけれども、平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境のパソコンやタブレット、スマートフォンの活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる工夫をすることが示されております。このようなことから、学校のパソコン室のタブレットを家庭に持ち帰れるようにしたいというふうに考えております。こちら、後ほど詳しくお話をさせていただきます。

②の児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関することにつきましては、必ず定期的に児童・生徒の心身の健康状態を把握すること。国の通知ではおおむね2週間に1回程度となっておりますけれども、今回後からの通知では1週間に1回ということになっておりましたので、そのように合わせてこの通知では示しております。児童・生徒本人とも、直接電話で会話するなど、児童・生徒の情報を的確に把握すること、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うことなどが示されております。あとは、通知には出勤しているか、在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むことなどが示されております。対面での指導が必要な場合等に関しても、個別または極めて少人数集団への指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応することが示されておまして、校長会でもそのように話をさせていただいたところでございます。

6ページの表を御覧ください。臨時休業の延長リスクを想定したスケジュールということで、休校が延長した場合には7日からパソコン室のタブレット端末を家庭に持ち帰って使えるような設定作業を始めるということを校長会でお伝えしたところなのですが、今日からタブレット端末の設定作業に入っております。学校ごとに順次作業をしまいきますので、星マークの部分が学校ごとに日程が異なっていますが、そうした日程で進めているところです。8日のところに記載されておりますけれども、作業が終了した学校からタブレット端末の貸与のお知らせメールをお送りして、各学校で保護者に指定操作をしていただくと。その後、保護者はメールのリンクから市のホームページにアップしてある端末貸与の申請書等をダウンロードして記入して、学校へその申請書を持って端末と引き換えるというような流れになっております。11日の部分にございますとおり、11日からはZOOMで朝の会ですとか、帰りの会ですとか、ホームルームですとか、そういった試験的な実施を行っていきたいと考えております。兄弟で1台の端末を使っているというようなアンケートの回答も多かったことから、学級ごとに時間をずらしたりですとか、あと曜日をずらしたりすることも必要になってくるのではないかなというような、そんなことを校長会ではお話をさせていただいております。

7ページ、御覧ください。こちらは家庭に端末や通信環境がない児童・生徒への対応でございます。先ほども申し上げましたとおり、パソコン教室のタブレット端末を家庭学習用に転用をいたします。端末の貸出し基準といたしましては、ワイファイ環境があるけれども、児童・生徒が使用で

きるパソコン、タブレット、スマートフォンがない家庭としております。今回ルーターを貸し出すことができませんために、ワイファイ環境のない家庭には貸与ができないというような形になっております。先日実施いたしました家庭のICT環境調査では、3,392名の児童・生徒のうち1,855名、55%の回答がございました。日中、タブレットやパソコンですとかスマートフォンを子供が使えないと答えた割合は、全体の大体11%ぐらいの割合でございました。大体380人程度と推定をしているところです。ワイファイがないと答えた割合は、約4%でございました。全児童・生徒に換算すると150人ぐらいいるのではないかと想定しております。

これらの結果から、端末の貸与台数、一応各学校が30台、計300台というような形で、今40台ずつ学校にはあるので、全部の機器の設定は行っているところなのですが、申込者が多数となって台数が足りなくなる場合には、ほかの学校の端末を転用していこうかと考えているところです。

貸与までの流れは、先ほどの表でお話ししたとおりでございます。

②番のモバイルルーター等の貸与ですけれども、当初はパソコン室の端末と併せてと、モバイルルーターも貸与したい、お貸ししたいというふうに考えていたのですが、現在モバイルルーターがどの業者もない状況でございまして、早くても入荷が7月上旬ということでございました。当面は、家庭にワイファイ環境のない児童・生徒に関しては短時間登校して、3密に気をつけて学校の任意の場所で視聴させたいと考えています。例えば少人数に分けて教室で視聴したり、体育館で視聴したり、様々な方法が考えられると思いますので、各学校で工夫して視聴できるように検討していただきたいと考えているところでございます。

続きまして、8ページは今後オンライン学習において教員が取り組む学習スタイルのステップということで、ゼロから5まで示しております。ゼロか1まではできたらいいなというふうに考えているところでございます。ゼロは、ZOOM等を先生同士でまず使っていただいて慣れていただきたい。先生方が職員会議、学年会などをZOOMでやっていただく。今後、研修等もZOOMでやっていく予定でございます。また、今回新しくベネッセのミライシードというソフトを導入いたしましたので、そちらもログインして様々な使い方を先生方に考えていただきたい。先生方に試していただくためにも、今回ZOOMのIDやパスワードを、ミライシードを使って送信するというような、そんな練習を行うと説明としては加えております。

1の朝の会・帰りの会は来週から実施していただきたいということでお話しさせていただいているところですが、例えば朝の会として朝8時半に健康観察ですとか一日の課題を確認する。それで3時に一日の振り返りを行うなど、5分間程度子供たちと顔を合わせてお話しする時間ができたらいいなというふうに考えております。

2番目の課題提示・回収では、今回導入したベネッセのミライシードの機能で、先生から課題を提示して、子供たちが課題を提出するというような機能がございますので、すぐに使いこなすのは難しいかと思うのですけれども、そういったこともできるかなと。

3番のオンライン授業は、5分から10分程度の動画を作成して動画をアップして子供たちが視聴する方法ということを考えております。

4番目、質問・支援タイムは、先ほどの朝の会や帰りの会も授業バージョンとしてできるのではないかなというお話をさせていただいております。

5番目が同時双方向型のオンライン授業でございますけれども、ZOOMで課題提示を行って、教材等で学習しつつ、ミライシードを用いて課題を、考えを出し合っていくような、そんな授業も考えられるのではないかと考えております。

さて、先ほどから出てきているミライシードとZOOMについては、次のページに説明をさせていただいております。ミライシードとはパソコンやタブレットで使える授業支援システムをクラウド上で保存ができるものなのですが、WordやPDFですとか写真などの資料を共有したり、課題を配布したり、提出したり、児童・生徒同士がリアルタイムで同じ課題に取り組むことも可能なソフトになっております。教員も、子供も自宅からアクセスすることができます。ZOOMは、御存知のとおり、音声と映像でつながるオンライン会議システムとなっております。ミライシードとZOOMを併用することで、児童・生徒が教室に集まらなくても一緒にオンラインで授業に参加することが可能になると考えているところです。

次のページからは、ZOOMとミライシードの使い方のマニュアルを載せております。

少し飛ばして45ページを御覧ください。授業の流れのイメージということで作らせていただきました。Aは、リアルタイムの同時双方向型の授業のイメージ、ZOOMとミライシードの活用で双方向ができるかなと考えた案でございます。Bは、いつでも視聴できるような動画教材を使ったオンデマンド型のものがございます。閉じられたところに動画を置いて、そ

れを見て授業を進めるといったスタイルとなっています。

46ページ、御覧ください。先ほども少し申し上げましたICT環境調査の自由意見からということで、家庭学習の量や内容が少し不安である、少ないのではないかとといったような御意見。それから、個別連絡が一度もなく残念ですというような意見、オンラインで先生が教えながらできるシステムがいい、同じ市内なのに学習の差が出るのではないかと少し心配だというようなお話ですとか、オンラインでお世話になっている先生とつながりたい、まずは、オンラインで担任の先生とコミュニケーションを取りたい、時間割を作成してほしい、あとは双方向のやり取りができるアプリが必要なのではないか、学校ごとのホームページに差がある、といったような御意見がございました。

このような意見を踏まえまして、今回この提案を考えさせて、提示したところでございます。

最後のページが、さらなる各学校での創意工夫ということで、校長先生方をお願いしたところです。ホームページについては、校長先生からのメッセージが載っていたりですとか、スクールカウンセラーからのお手紙が掲載されていたり、先生が仕事をしているときの写真が載っていたりですとか、家庭学習のページをきちんと作っていたり、また時間割の作成について示していたりですとか、Googleフォームを活用して心のケアをしようとしている学校など様々な工夫が見られます。ぜひよいところを参考にさせていただいて取り入れていただくようにお伝えをしたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長
教育施策担当主幹

それでは、続きまして、重末主幹から説明をいたします。

それでは、私からは、福生市立学校版感染症予防ガイドラインについて御説明します。お手元の資料の御確認をお願いいたします。

本資料は、国からの学校再開ガイドライン及び東京都教育委員会の指針に基づき、福生市教育委員会としての指針を示したものです。本来ならば4月の非常事態宣言が解かれるはずであったこの5月7日木曜日の学校再開に向けて作成したのですが、このたびの臨時休業措置の延長を受けまして、本指針に基づいた学校運営は6月1日月曜日からになります。内容につきましては、5月末頃までに追記、修正することを想定しておりますので、表紙のところには暫定版としております。

本日は、先日の臨時校長会でお伝えしたポイントを絞って御説明します。

まずは、表紙の裏面の目次を御覧ください。本指針は学校運営編と関係者対応編の2本柱の構成となっております。まずは、学校運営編についてです。3ページを御覧ください。

最初に、感染症予防策の徹底についてまとめています。咳エチケットやマスクの着用、校内の衛生環境の整備等について示しております。

続いて、4ページをお願いします。現在は、各学校においては6月の教育活動再開に向けて年間指導計画の改編に取り組んでいます。このページには学校再開時の教育活動の実施のポイントについてまとめられています。

続きまして、9ページをお願いします。ここからは感染者対応についてです。児童・生徒、教職員で感染者が発生した場合についての対応をまとめています。

以上で、福生市立学校版感染症予防ガイドラインの説明について御報告いたします。

では、続きまして、このガイドラインの次の資料のところの説明になります。臨時休業措置の延長に伴う、児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等の充実についての通知について御説明します。資料の御確認をお願いします。今回の臨時休業措置の延長を受けまして、本市だけではなく全ての地域で家庭活動の充実と心のケアが課題となっておりますが、本通知は子供たちの心のケアについてまとめたものとなっております。各学校においては、臨時休業期間には児童・生徒たちと何らかのコミュニケーションを図ることをお願いしていましたが、本通知には、そのポイントを4つにまとめたものとなっております。

1点目は、電話連絡等を通じた様子の把握についてです。東京都からは、1週間に1回程度といった具体的な目安が示されています。学校からの電話の活用については、学校電話を自由に使えない、時間がかかる、電話に出てくれないといった課題が挙げられていました。特に小学校においては、両親が不在時に家庭電話に出る場面が少ないということです。そうした課題を受けまして、先日の臨時校長会ではメールの活用についても提案しました。今回のコロナ対策用にフリーメールのアドレスを取得し、そのアドレスを使って担任する子供や家庭と連絡を取ってもよいのではと具体的に提案をしました。メールを活用する中で相談を持ちかけられたり、メール連絡も取れなかった子供がいましたら重点的に対応する等の展開が図られると考えています。

2点目は、スクールカウンセラーの活用についてです。子供が登校しな

い中では管理職の働きかけが不十分であると、なかなか利活用が難しいところが実態です。ですが、臨時休業が長引く中では子供たちからの需要が高まることも想定されます。そこで、各学校に改めて相談日の周知徹底を依頼しました。また、国からの活用例には家庭訪問が挙げられておりましたが、本市ではオンライン面接の実施を提案しました。各学校に配備してあるタブレット端末でオンライン会議ができることは実証済みですので、保護者の了承さえ得ればオンライン会議も実現可能となります。

3点目は、不登校の児童・生徒への対応についてです。年度当初の引継ぎを通して、担任は重点的に配慮すべき子供の情報を把握していることになっております。先日の臨時校長会では認知することだけではなく、具体的に行動することの大切さについて確認をしました。初任者を含め若手教員がいる中で生活指導主幹がリーダーシップを取ることが大切であるとの指示も出しました。

最後の4点目は、教育センター等、教育相談に関わる関係諸機関の連絡先の周知です。この臨時休業期間中に、子供たちが悩みや不安等を抱えたままになることは何としても避ける必要があります。各学校では学校便りやホームページ等で周知済みではありますが、繰り返し周知することの大切さを訴えて、学校配信メール等を活用し、毎週周知する等を確認いたしました。

この通知に関する説明は、以上になります。

続きまして、6月の学校再開に向けた授業時数の確認と学習評価について御説明します。A4横判の小学校の例となっている表の資料を御確認ください。本資料の説明の前に、本市が採用してきた概要について御説明します。本市においては、4月の臨時休業措置を受けて1学期の終業式の日程変更、夏季休業日の2週間の短縮を設定しました。この対応を取ることによって仮に5月に学校再開をするとしたら、学習指導要領で定められている授業時数が確保できている見通しでした。しかし、今回の臨時休業措置が延長されたので5月の授業時数を削減した後に、どの程度授業時数が残っているか確認する必要がありましたので、こちらの表を作成いたしました。

この表は、市内のある小学校を例に作成をしています。表の中にある③+④の数字のところを御覧ください。この値が6月の学校再開後に残っている授業時数になります。続いて、表のすぐ枠の下には学習指導要領で示されている標準時数を掲載しております。この6月に残っている授業時数から標準時数の達成率を表したものが最後の行の数値となっております。

結果として、どの学年もおおむね90%残っており、ほかの学校も同様の傾向となっております。ただ、中学校の第3学年だけは90%を若干下回っている結果となっております。

以上の結果から、4月、5月の家庭学習の結果をある程度担保にすることで6月から学校再開をしたとしても、学習指導要領に定められた内容につきましては工夫次第で指導し切ることができると考えています。このことを踏まえて、各学校には次の4点のことについて示しました。

1点目は方針についてですが、昨年度の臨時休業時と同様に児童・生徒の学習の機会を十分に保障することについて示しました。

2点目は学習指導要領に定めている内容について指導し切るということ。

そして、3点目、こちらが大切なポイントとなっておりますが、6月の学校再開後には学習内容については教科書の1ページ目から始めるということです。このことについては、国から臨時休業期間中の家庭学習の取扱いについて、家庭学習で取り扱った内容については、学校再開後、再度対面指導を取り扱わないと示されています。4月、5月の学習内容については、家庭学習の成果を踏まえながら軽重をつけた指導を行っていきます。

4点目は学習評価についてです。学習評価については、あくまでも学校再開後の学習評価を加味しながら総合的に判断するということです。また、家庭学習の成果等から十分な定着が見られない場合には個別指導等に対応するようにお願いいたしました。

私からの説明は以上です。

教 育 長 では、続きまして、荻島課長より、健康診断、学校給食等についてお願いいたします。

教育支援課長 私からは臨時休業に伴う対応について御案内いたします。まず、健康診断につきましては、先ほど教育長からございましたとおり、5月の実施が厳しいということが4月に行われました学校保健会の理事会で9月以降、2学期に健康診断のほうを再設定することが望ましいという提案を受けましたので、9月以降の対応とさせていただきたいという御報告でございます。

もう一点、学校給食につきまして御説明いたします。こちらについては、本来5月11日から給食を再開する予定でございましたが、今回また臨時休業が継続するという運びになりましたので、6月再開後、学校再開後、速やかに学校給食の提供ができるように、やり方等を含めて再度検討してまいりたいと思っております。

教 育 長 事務局からの説明は以上でございますが、先ほど私の冒頭の発言の中で触れ忘れたところがございますので申し上げます。

まず、報告第15号の資料1のところで、これは福生市の本部会議で決定しているものでございますけれども、公共施設につきましては、引き続き閉館あるいは休業ということで継続するということでございます。それから、これまで5月6日までというふうに適用期間を定めていましたが、これを当分の間ということで改めるということでございますので、先ほど学校と同じように国の推移を見ながらということになろうかと思っております。

それから、もう一点は、東京都の5月5日付の第345号の通知文を参考資料として添付しております。

以上でございます。

内容説明は終わりましたが、皆様のほうから何か質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

渡 辺 委 員 少しずれてしまうかもしれませんが、教えてほしいのですけれども、次の教育広報はいつ出る予定ですか。

教育総務課長 次回の教育広報は7月15日です。

渡 辺 委 員 私が思うのは、今説明があったのは保護者と教育委員会、あるいは学校のことではないですか。そうではなくて全体、市民みんなに知ってもらう必要もどこかで出てくるのではないかなと思っているのです。なので、教育広報の臨時号でも出して、今こういうことが決まっているとか、それで、今福生市の教育委員会はこういうことを考えているとか、そういうこともどこかで載せてもいいのでは、と思ったのですけれども、いかがでしょう。

教 育 長 そこまでの措置、学校側に対する私どもの対応については、社会教育も含めてなのですけれども、全て市の広報に載せてはいるのですが、渡辺委員がおっしゃるのは今説明している内容を含めて、こんな対応を市はしていますよといったことでしょうか。

渡 辺 委 員 そうです。福生が今、福生の教育委員会としてどういうことを考えているのか、あるいはどういう対策を取っているのか、決まったこと、あるいは今後のこと。そういうことも、少し皆さんに周知してもいいのではないかな、広報してもいいのではないかなと思いました。

教 育 長 校長会で伝えるだけではなくてということですね。

渡 辺 委 員 はい。市民、皆さんにということで。

教 育 長 ただ、教育広報を出すとしても、次の発行は5月20日過ぎになってしまいます。

教育総務課長 今からですと、そうですね。

教 育 長 今取りかかっても、多分5月20日過ぎてしまうかなと。そうすると、緊急事態宣言等の解除も考えられるし、余計混乱するかもしれない。その頃には、恐らく再開のガイドラインが文科省から出るはずですので、先ほど重末主幹が説明した内容が盛り込まれていくことになります。

渡 辺 委 員 分かりました。では、今のところ考えていないということですね。

教 育 長 はい。

渡 辺 委 員 分かりました。

教 育 長 広報は、福生市の広報紙「広報ふっさ」のほうにはできるだけ掲載はしていこうと考えてはおります。

渡 辺 委 員 なるほど。

坂 本 委 員 前回、新たな感染者がゼロだという話があったのですけれども、市内の今の状況としてはどうなのですか。

教 育 長 変わっていないです。

坂 本 委 員 1人でとまっているのですね。

教 育 長 はい。

坂 本 委 員 ということは、もう市内の場合は、そんなに閉鎖するだけの意味がどれだけあるのかというのがちょっと疑問なののですけれども。

教 育 長 例えば社会教育施設で申し上げますと、どうしてもこの福生市が施設の開館をしてしまいますと、利用の申込みで他市からも来るような状態もございまして、本来の趣旨ではないなということと、これまで実績のある団体等からもできるだけ市の方針として決めていただきたいということで、各団体任せでは、開館しているとどうしても使いたいという方もいて、なかなかその辺の意見の取りまとめが難しくなってしまいます。市のほうで方針を出していただきたいという団体からの要請もございまして、福生市としては、緊急事態宣言ということで自宅にすることが望ましいという国の判断ですので、一斉閉館しているということでございます。特に感染者が増えていないということにつきましては、確かでありますけれども、予防措置としては国や都の基準に合わせて決めさせていただいているというところでございます。

坂 本 委 員 社会教育施設だと、どうしても、いろんな方が来てしまうかもしれないのですけれども、学校の場合というのは他地区から学校に来るということ

はあり得ないと思うので、学校再開したときのリスクというのは、どの程度あるのかなと思ったのです。保護者の声、先ほどの資料を見ますと、やはり、ずっと家にいて学校に行けないことによって生活習慣が乱れるということと、それから学習がさらに遅れてしまう。それから、学習する内容が少なくなるということに対する不安です。そういうものを主に考えたときに、どこまで、いつまで休校措置を取らなければいけないのか。横並びで本当にいいのかなというふうに疑問があったものですから、聞いてみたのですけれども。

教 育 長 先ほど、私が冒頭に発言いたしましたように、本市において校長会等に通知をいたします内容については、他の自治体の様子等も情報交換や意見交換しながら、教育長同士でお互い状況は把握しているつもりでおりますが、例えば今回の場合は、状況が今までのように一斉に自宅にとどまるというようなことだけではなくて、やはり登校日を設けたり、分散して学校に来させて教室にできるだけ少人数にして簡単な勉強、学習を進めていくような自治体もあるように伺っております。ただ、本市においては、今御説明いたしましたように、ＩＣＴ環境が十分でない家庭がございますが、やるだけはやってみて、アナログとデジタルと両方共有しながら何とか子どもたちが規則正しい生活をおくれることを一番に考え、学習に少しでも取り組んでいただけるようにし、そういった意味では今回一歩踏み込んだ対応をしております。その中で、やはり子どもたちのスケジュール管理が重要と考えます。時間割をつくらせて、規則正しい生活ができているとか、ちゃんと課題を集めて、教員がきちんと返すというタイミングをつくることによって、教師とのソーシャルディスタンスを保つ等の対策を図れば、ちょっとしたコミュニケーションが取れるのではないかと考えました。

坂本委員がおっしゃるように、これから学校再開へ向けて、当然のことながら一気に学校の日常を取り戻すことは不可能であろうと考えておりまして、段階的に一歩ずつその日常を取り戻すべく分散登校、分散の課題回収日ということで本市は進めていくのがいいのではないかとというのが私どもの案でございます。

これは、あくまで教育委員会として御決定いただければよろしいことですので、今日臨時会を開かせていただいて、そういった方向でいいのかどうか、もう一歩踏み込むべきなのか、そういったことも含めて御議論いただきたくべくお集まりいただきました。この点、もう一歩踏み込んで、あ

る程度子どもたちの学習保障、小学校1年生あるいは6年生、中学校3年生等については、少し前倒しとして再開という、そういう報道及び文部科学省からも触れた通知文がございましたが、そういうことを実践する自治体も今のところはありません。対象学年を絞って学校に登校させるようなことはないです。あるのは、福生市と同じような、分散登校といったものです。この後、まだ全ての詳細は決定しておりませんが、本市は課題の提出日ということで、決して登校という、あえてそういう表現をしないほうがいいのではないかなと考えているところでございます。校長からも意見交換は当然のことながら、オンライン会議等でも意見交換させていただくような仕組みや要綱ができました。オンライン会議のなかでも、やはり子供と対面したい、そういう機会をつくってほしいという意見は圧倒的に多いわけでございます。今回そういう要望にも応えるべく、回数は少ないですけれども、学校に来る日を設けました。ただ、分散で実施となると、どうしても小学校の場合では、低学年、中学年、高学年で最低3日は必要になってくるわけです。中学校も恐らく3日ぐらい必要になってきます。学校の教員の対応を考えますと、やはり全校の職員を出勤させてサービスというよりは、分散の課題提出日に関係する学年の職員で対応できるように、極力人との接触を避けるという国や都の方針に沿ったような形で今日の御提案の内容を考えてきたところでございます。いかがでしょうか。

野口委員 休校にされるということで、そのことには私自身、異議はないのですけれども、保護者の心配、特に受験生の保護者にとしてみると、学校ごとに少し違いがある、あるいは地域ごとに教わる内容に差がある、それが子どもの受験にどんなふうに影響を及ぼすのだろうか、など不安に思っているというのを聞いたものですから、その辺りは他市との絡みももちろんありますし、ひょっとしたら東京都だけではなく、他県との絡みのほうが出てくるのかもしれないのですけれども、その辺の不安感というのを取り除いてほしいなと思います。

あともう一つは、市民の意見もいろいろありましたけれども、全面的にオンデマンドで授業をする、多分ここまでやるということは、とにかく今までなかったことだと思いますので、仕方なくそれをやるというよりは、もうやるからにはこれでしかできないような新しい教え方とか学び方というのを探っていただきたいと思います。例えば授業を一度聞いたら、先生もう一回言ってとなかなか言えないけれども、分からなかったところをもう一回繰り返し聞くというのは、多分これはオンデマンドでなければでき

ないことだと思うのです。だから、対面で授業するよさというのはもちろんあるし、それでしかできないこともあるのですけれども、その置き換えをするというよりは、オンデマンドに向けた学び方というのをうまく現場の先生方が知恵を出して考えていただけるといいのかなと思います。

非常に専門的なことだと思いますし、ICTに全部の先生が当たるわけではないですし、ZOOMの会議なんかは、これはやってみないと、多分便利さと不便さというのは分からない部分もあるかとは思っているので、その辺は全ての先生が学べるような機会をつくられると思いますが、苦手な先生もいろいろ情報共有をして、それなりのクオリティーで授業が展開できるようなサポートもしていただけたらと思っています。

以上、意見です。

教 育 長 はい、承知いたしました。私どもホームページ等はいいろいろチェックしているのですが、校長会でも学校間の格差が見受けられるというようなことで保護者からの不安も出ていますよというお話もさせていただいております。やはりもう少し校長同士の連携が欲しいという話もさせていただきました。自分の学校でこういうことをやっているよということを、意外と校長同士連携が少なかった状況です。市内において10人しかいない校長のネットワークでございますので、今オンラインで教育委員会とつながるようにはなっていますけれども、校長同士でも頻繁にそのやり取りをしてもらいます。ICTに強い教員がいる学校や、校長自らそれができる学校とそうでない学校との差が見えるといったことは確かに否めないと思っています。

やはり今後は、お話申し上げておりますように、文科省のGIGAスクール構想といったようなところでは、本来デジタル教材を含めた授業展開というのは、相当入り込んでくるというふうに考えられますので、そういった意味でのいいチャンスといえますか、やはりそこへ向けて教員がもう少し努力をしてスキルアップするいい機会ではないかという提案もさせていただいております。ぜひ授業改善にそういったことがつながっていくように、ぜひ挑戦していただきたい。ただし、気をつけなければいけないことは、取り返しのつかない失敗、例えばウイルスですとか、あるいは不特定多数の人たちに配信されたり拡散されたりというようなことがあってはならないので注意しなくてはなりません。今後GIGAスクールを展開する上では対策が絶対必要となり、ポリシーになってきますので、そういった部分も校長には重々注意しながらすすめていきますが、積極的な先生と、

なかなかそこに慎重な先生との差は多少出ているかなという気はいたしております。

そういう状況でございまして、先ほど酒見主幹からお話ししたように、教員のオンラインでの授業というものを、教育指導課においても、例えば指導主事がこんなことができるのではないかと動画を作成したり、そんな努力をしております。やはり一気にデジタルが求められるようになったということが、コロナの対策によって出てきましたので、福生市としては現状に合わせて、段階的に習熟を深めながら、その対応ができるようにするためにも、こういった案内を出しているところでございます。

まずは、規則正しいという意味では、あるいは教員とのそういうやり取りが少しでも可能になるという意味では、先ほど主幹のほうから説明をしましたように、先生同士で使う、あるいは朝の会・帰りの会の同時双方向型、生活習慣等の確認等ができるようになるというかなということ、これも段階的に、このような形でお示しをさせていただいているところでございます。

事務局のほうから何か補足ありましたらどうぞ。

特命担当主幹 基本的には時間割をきちんとつくって、狙いに即した、動画、EテレですとかNHK放送など、かなりいい動画もございますし、教科書会社からも、このコロナの対応で動画がアップされておりますので、そういったものをまずは組み合わせながら、また、プリントや見出しを使ったりですとか、そういったことを組合せながら先生方に無理なく進めていただけるようにという話はさせていただいたところです。

以上です。

教育施策担当主幹 野口先生のおっしゃるとおりだなとお話しを伺って思いました。オンライン授業につきましては、ほとんど経験がないので、そのために、私たちも今この5月の間にぜひ取り組みたいと思うのは、やはり教員が使えるようになってもらいたいということで、この4月と5月にできなかった研修や委員会は、もう全てオンラインでやろうと。その中でオンラインを使ってやり取りするとこういうメリットがあるのだなとか、あるいはこういうやり方をすると伝わらないのだなというところは、それぞれの研修ではあるのですけれども、そのオンラインの研修も位置づけているというところで、そういうやり取りをたくさんすることで、実際に子供たちに授業する中でのスキルも高まっていくのではないのかなと考えております。

以上です。

教 育 長 ほかにございますか。

加 藤 委 員 お願いになるのですけれども、この1か月間、息子たち世帯と同居なもので孫たちの様子とかを実際に目にしまして、母親たちの、保護者の不安ですか、この臨時休業中における家庭学習のアンケートにも入っていましたけれども、SNSが非常に発達しているので、ママ友のラインとかでいろいろあられるみたいなのです。例えば、〇〇市ではこうなんだって、〇〇町ではこうなんだって、など。あと感染者が出た県でもどこの保育園という名前までも知ったり、私が知る前に流れているのです。なので、あらぬうわさに左右されることが多いので、保護者がそういう動揺をしないように、福生市ではこうします、第何小学校ではこういう方針でいきますなど、はっきり保護者に伝える場とか、数値とかを分かりやすい形で発信していただきたいなというのが1点。

もう一点は、ここまで休業が続いた中で、やはり個人差があると思うのですが、子どもによっては結構限界が来ているなというのを母親が言っているところもあるので、今日臨時会に何うに当たって、先生からの声かけとかが必要な時期に来ているなというのを実感してお願いしようと思っていたのですね。そこのところは大事なことで、子どもへの声かけとか配布物を取りに行くでもいいので、必ず先生との生でのやり取りというのを大切にしていきたいなというのが私からのお願いです。よろしくお願いします。

教 育 長 承知いたしました。私どもは、校長各位ということで校長に対しての指導ということで通知を作成し、様々細かいところまでこういう資料をお作りして、私どもが収集した、民間ベースのものであったり、様々使えるものを御紹介させていただいているのですが、どうしても保護者にそれが見えない、学校の努力が見えないといった部分があるかと思えます。例えば、保護者各位という文書の中にどこまで学校のほうで、こういった内容が記載されているかといったことも含めて、いま一度校長へ指導をし、その辺の文書についても事前に事務局で確認できるようにはしていきたい。いろんな報道がありますので、余計にあられるといいますが、影響を受けるだろうと私ども心配しているところがございます。福生市において、こういったことを可能にしているということについて、先ほど統括指導主事、説明しましたようなことについて、できる限り学校から公表するように働きかけをしていきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

新藤委員、いかがでしょう。

新藤委員 本当はどうしようもないというのが実感ですが、ただ、やはり今、きちんと意識していかなければいけないかなと思っています。このような状況の中で誰が何をやるか、本当に子供たちのために考えていかなければいけないのですが、まずは情報を共有する。福生市の中でも差は出さない、学校間で絶対差は出さないと。情報共有と協力です。1つの学校がいいではなくて、7校なら7校が協力し合う状況の中で、先ほど教育委員会が提案してくださっている様々なツールをどういうふうにしていくのかについて、やはり先生方の横のつながりで協力や情報を共有する。これを徹底していただきたい。これが唯一今できることであり、最善のことかなというふうに思うのです。どんなにいい手だてを出したとしても、何百という子どもたち、しかもこれだけの多様な子供たちを相手にしたときに、それがどれだけパーセンテージとして上がってくるかという数字は出せるかもしれませんが、一人一人の子どもにとっては、もうそれは絶対のものですから。情報を7校が共有し、3校が共有し、協力して、福生市の子どもに最善のものを今の状況の中で提供していくという、その中でのICTであり、それから分散登校なら分散登校のその課題の登校日であったりというような位置づけをしていただきたい。まずは、具体的に把握する方法、発信すること、それから紹介していくというようなことを含めて、ぜひ教育委員会でリーダーシップを取っていただければと思います。それからもう一つ、坂本先生がおっしゃったように、福生市は今感染者1人ですよ。非常に感染が少ない。実は発症していない人がいるのかと、そこも考えなければいけないところなのです。ただ、東京都の動きとともに、福生市のこの状況の中で、より先んじられることはないのかなという辺りは考えていく必要があると思います。取りあえず、都から通知が来たからこれでいいかというのではなくて、やはり福生市の状況とともに何か一步でも突破できるものがあれば、それは早く子どもたちに提供していく。あとは、学校に行く回数を増やすことができるのなら、もちろん保育園の問題もあったりしますので、先生方も出勤の問題とかいろいろありますけれども、感染の問題とか、そういうことも含めた上で、福生市は感染者が少ないということの状況をどのように生かせるのかと、あるいは考えられる可能性があるのかという辺りについても、追求していきたいということです。

それから、3つ目、もし学校が再開されましたら、第一にコロナ対策をきちんと子どもたちに伝えて、今後、繰り返し起こっていくだろうという

状況に対応できるよう教育に力を入れていただきたい。感染者などへの偏見やいじめというのはどこでも起こってくるであろうし、いじめ等の材料になり得る。大人同士自体でもそのようなことがありますよね。自動車が傷付けられたり。そういうことも含め、今後の状況の中で、ぜひ偏見というか、そういったものについて、子どもたちへの指導に力を入れていただきたいということです。

教育長が繰り返しおっしゃられているように、新たなものが生まれていくチャンスかもしれない。でも、そういう姿勢がないと、ただ単にいろいろな課題が出てくるというだけで、それが次に続いていかないの。私も具体的なことが提案できなくて申し訳ないのですが、この間いろんなホームページなどを見て、学校差はあるということと、言い方はおかしいですけども、学校が甘えているという、この状況を優先してしまっているということでは感じました。コロナだからやらないでいいということではない。コロナだから何ができるのかという発想が福生の学校にはなかったですね。他地区ではそういうところもありました。

ぜひこれだけの手だてを取ることが実現できるわけですから、学校差は出さないことをお願いしたいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。臨時で教育委員会を設けさせていただきましたので、ぜひ全委員の皆様からお話をいただければと思っておりますが。

坂 本 委 員 まだ学校では普通どおりの授業を開始するのはすぐには無理だと思いますけれども、いずれにしても課題は今説明があったみたいなオンラインでの授業ですね。それを進めるに当たって一番のネックは何かというと、家庭でのネット環境なのです。スマホしか持っていない家庭もあるかもしれませんし、その中で例えばクラスの朝の会ですね。それをこの小さな画面で、30人、40人の顔が並ぶようにするのは、本当に見られるのかどうかと。それに、学校のほうでもノートパソコンの画面では、25人とか30人の顔が並んだとき、担任も子どものチェックができないですよ、小さ過ぎて。だから、三十何インチとか四十何インチというモニター用の大きな画面につないで見ているという、そういう現実がありますよね。だから、そういった現実的な形として検討していただければと思います。

あと、やはりオンライン授業の中で、さきほど家庭のネット環境の問題と言いましたが、物すごくデータ量が大きいのですよね、動画になりますと。それで、ZOOMという話がありましたけれども、私も学生とのやり取りの中でチェックしてみましたけれども、ZOOMを1時間やる

と1ギガ使ってしまうのです。ということは、10ギガで契約している家というのは、子供が10時間ZOOMでのやり取りをしたら、それで一月分終わってしまうわけです。そのぐらいデータ量が物すごいものになるということを考えてときに、今のそのような家庭の状況を踏まえ、本当に検討してもらったようなオンライン授業が可能なかどうかというのをもう一度検討していただいたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

教 育 長 新藤委員どうぞ。

新 藤 委 員 本当、今在宅になっていますよね。そうすると、子供がパソコンを昼間使えるかという状況も家によって異なり、ない家はもちろんなのだけれども、ある家においても、テレワークなどをやっていたりするような状況にあると思います。テレワークで働いている時間はお父さんがパソコンにかなり向かっていたり、お母さんもという家庭も今の状況だとあり得ますよね。だから、そういうことの家庭の問題も対応しなければいけない。私の記憶がはっきりしていないのですが、東京都が端末などを貸し出すというニュースを見ました。そういったものを活用できないのでしょうか。

教 育 長 昨日も小池都知事の会見の中で東京都が端末等の貸出し、あるいはルーター、ワイファイ等の貸出しもするということなのですが、確かにその予算はついております。東京都から10分の10ということで補助がついておりますけれども、さきほど酒見主幹が説明したように、業者に当たったのですけれども、やはり業者に在庫がないのです。ルーター等も。そういった状況もございまして、私も他の教育長で連携して状況把握をしていると、コロナが広がる前から1人1台のパソコンの環境設置には、既に時差が各地区あったものです。文科省は前倒しで、3年計画、4年計画のものを1年前倒し、1年間でやり抜くというふうな方針転換をしましたけれども、本市もそれに向けて今動いています。それ以前からそういう方向を持っていたまちは、端末の確保ができていた状況がございまして、どうしてもオンライン授業等を進めていく上では、そういう地区間による差は多少見られるというふうに思っておりますし、私どもはできるだけ急ぎたいと思っておりますし、東京都の予算につきましては、「休校中の」ということがつきますし、例えば業者等の契約において端末が確保できたとしても、休校中以外の期間まで恐らく支払いをしなければならない。それは各地区の負担になってくるといったこともございまして、やはり端末等の確保には課題がある。今どちらかというとG I

GAスクール構想に向けての1人1台をいち早く実現すれば、こういったことがかなり軽減されるわけなのですけれども、そういったことに今注力を向けている。もう6月議会も間近に迫っておりますので、連日担当がその調整に追われているところでございます。

いま一度、全委員のほうからございましたように、福生市がどこまで今そのことに取り組んでいるのかというのが保護者に伝わっていないという御指摘をいただきましたので、私たちは校長会で話しをすることで、本当に校長以下、副校長、各主幹、組織にどこまで内容が浸透しているのかといったこと、やや心配もしているところでございます。教育指導課を中心に、その辺のところがどこまで浸透しているか。私たちもできる限りということで行動の制約はあるわけですが、子どもたちのスケジュール管理がどこまでできているのかということも含めまして、いま一度、学校へ一歩踏み込んだ対応を指導していきたいと考えております。

それから、さきほど新藤委員からお話ございましたけれども、家庭においては、今回アンケート調査をして、どういう環境にあるかということでワイファイ等、あるいはパソコン等の調査をさせていただきましたけれども、環境はあるのだけれども、それは親が持ち歩いているとか、なかなか子どもが昼間使える環境にないところもございます。それから電話等において状況の確認をしようとしても、家庭に電話がかかってきた場合、親から留守中には電話に出てはいけないという指導があったりして、なかなかその辺に学校も苦慮しているというのも現実としてございます。

そういったことで学校が何もしていないわけではなくて、様々努力をいたしておりますし、私が先ほど申し上げましたように、教科書配布にて目視で確認いたしました感想としては、子どもも教員もそれぞれが会いたがっているのだなと感じました。そこに整然と集まっている姿を見て私も安心したり、やはりこれは何とかしなければという思いに駆り立てられたりするわけでございます。今、状況としては、双方向性をもう一度、もう一歩進めていきたいということで御提案申し上げますので、本日のところでは、この内容につきましては特に変更せず、このまま校長会において指導するというところでよろしいでしょうか。

坂 本 委 員 意見いいですか。今の方向でいいと思いますけれども、先ほどの実施期間の延長についての中で、学習課題等の配布日の中で課題等の配布する日にちを設定することというふうになっていますよね。これは、やるという

ことを前提にしてというふうに解釈するべきですか。その下を見ると、配布日を設定してもよいという表現で、学校任せのような感じもするのですけれども。これはどちらの表現が正しいのでしょうか。

教 育 長 一般的には緊急事態宣言が出ている中でございますので、私どもとすれば設定してほしいという願いを持っておりまして、校長へは設定するよう指導しようと考えております。先ほど感染状況ということもございましたが、地区の状況からしましても、課題提出日を設定して子どもとの対面をぜひ進めるように指導していきたいと思っております。そうすると坂本委員、これにつきましては、「してもよい」ではなくて「指導すること」にしたほうがいいのではないかということでしょうか。

坂 本 委 員 はい、そうですね。福生市の場合、感染者は1人で、ずっと増えていないわけですね。この状況の中でそんなにびくびくする必要はないのではないかというふうに思います。

教 育 長 承知しました。では、この点につきましては、委員の皆様、「設定すること」ということに訂正させていただき、校長に伝達するということがよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 では、そこを変更した上で、ほかに何か修正したほうがよいところはございますか。

よろしいでしょうか。では、内容を一部、学習課題等の配布日の設定について「設定してもよい」となっていますが「設定すること」に改め、報告第15号について承認をいただくということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、1か所修正をし、進めることとさせていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回福生市教育委員会臨時会を終了させていただきます。ありがとうございました。